

家庭生ごみ自家処理容器設置費補助金を受けられる方へ

【申請できる方】

南山城村にお住まいの世帯主の方で、村内に家庭生ごみ自家処理容器又は電気式家庭生ごみ処理機を設置し、家庭生ごみの減量化を促進し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上に役立てていただけの方で次の条件をすべて満たす方です。

- 近隣の住民、住宅に迷惑をかけない場所に設置できる土地等を確保していること。
- 処理容器等による処理後の堆肥の利用が可能なこと。
- 処理容器等の維持管理が自分でできること。
- 過去にこの補助金を受けた方の場合、受けた日から5年を経過している方。

【対象となる処理容器等】

補助の対象となる処理容器等は次のとおりです。

- ① **家庭生ごみ自家処理容器**
底部がなく、水分が地中に浸透するもので、悪臭や害虫などの発生を防止する構造及び材質のものです。
- ② **電気式家庭生ごみ処理機**
ごみの堆肥化及び消滅化を目的とするもので、生ごみを単に粉碎するものや焼却するものは対象となりません。

【1世帯あたりの補助金】

1世帯が補助を受けることのできる金額は下記のとおりです。一度に①と②の両方を購入された場合の申請は①か②いずれかとなります。それぞれの補助金額の計算は、次のとおりとなります。(メーカーや製品、購入店の指定はありません。)

- ① **家庭生ごみ自家処理容器**
補助基数の限度を1世帯2基までとし、購入価格の範囲内(10円未満切捨て)、1基あたりの最高限度額は6,000円とします。
- ② **電気式家庭生ごみ処理機**
補助基数の限度は1世帯1基とし、補助金額は30,000円とします。

【補助金の申請】

別添の補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次の書類を添えて建設環境課に提出してください。

- ・ 処理容器等の領収書(レシートは不可)又は、購入証明書(別添様式をご利用ください)。
- ・ 電気式家庭生ごみ処理機については、その性能等が確認できるパンフレット又は取扱説明書の写し。

【補助金の交付】

補助金の振込みは申請者の口座とさせていただきますのでご注意ください。

※ 交付請求書は、交付申請書と同時に提出してください。

【提出時にご確認ください】

補助金交付申請書

- 過去5年以内にこの補助金を受けていませんか？
- 申請者は世帯主ですか？
- 領収書又は、購入店の証明印がある購入証明書が添付されていますか？
- 購入証明書に必要事項が記入されていますか？
- パンフレット又は取扱説明書の写しはありますか？

補助金交付請求書

- 補助金交付決定通知書はありますか？(←※ 請求時は不要です。)
- 請求書は世帯主ですか？
- 補助金振込先は請求者と同じ名義ですか？

【補助金に関するお問い合わせ】

南山城村役場 建設環境課

京都府相楽郡南山城村大字北大河原小字久保 14-1

電話 0743-93-0106

FAX 0743-93-0444

E-mail d_kensetsu@vill.minamiyamashiro.lg.jp

